

県内沿岸漁業者の経営維持・安定に向けた支援体制の整備について

東京電力福島第一原子力発電所処理水の海洋放出、令和5年の海水温の記録的高温及び令和6年1月から3月にかけての暴風・波浪により影響を受けた漁業者の経営維持・安定を図るため、下記のとおり支援体制を整備しております。

記

1 漁業経営相談窓口について

漁業経営相談窓口を、以下のとおり開設しております。

(1) 相談窓口名

イ 処理水の海洋放出に関する漁業経営相談窓口（開設日：令和5年8月28日）

ロ 令和5年の海水温の記録的高温による県内養殖水産物のへい死等被害に関する相談窓口
（開設日：令和6年2月29日）

ハ 令和6年1月から3月にかけての暴風・波浪に係る被害に関する相談窓口※

（開設日：令和6年2月29日、名称変更日：令和6年5月30日（変更前名称：令和6年1月21日の暴風・波浪に係る被害に関する相談窓口））

※「1月から3月にかけての暴風・波浪」とは、令和6年1月21日、2月26日から29日、3月29日に発生した暴風・波浪を指します。

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日を除く）

(3) 受付窓口

○仙台地方振興事務所水産漁港部水産振興班 電話：022-365-0192

○東部地方振興事務所水産漁港部水産振興班 電話：0225-95-7914

○気仙沼地方振興事務所水産漁港部水産振興班 電話：0226-22-6852

(4) 受付内容

漁業経営の維持・改善支援に関することや融資に関すること、養殖生産等に関すること等

2 漁業経営サポート資金について

上記の相談窓口を設置している災害により影響（被害）を受けた漁業者が利用できる運転資金として「漁業経営サポート資金」を整備しております。

借入を希望する場合は、（4）の取扱金融機関の窓口まで御相談願います。

【貸付条件等】

（1）貸付限度額 500万円※又は指定災害等による漁業被害額のいずれか低い額
※処理水影響の場合に限り、1,000万円又は指定災害等による漁業被害額のいずれか低い額

（2）貸付利率 原則、無利子（対象者の状況により0.475%※）
※処理水影響の場合に限り、0.85%以内

（3）償還期間 2年以内（うち据置期間1年以内）※
※処理水影響の場合に限り、10年以内（うち据置期間3年以内）

（4）取扱金融機関 東日本信用漁業協同組合連合会

（5）お問い合わせ先

東日本信用漁業協同組合連合会 宮城支店（電話 0225-21-5715）

東日本信用漁業協同組合連合会 気仙沼支店（電話 0226-26-4720）